

第2節

人と自然が共にある環境の保全

1 多様な自然環境の保全

1-1 すぐれた自然の保全

- (1) 県立自然公園計画の策定
県立公園の適正な整備や管理を図るため、公園計画の策定に向けた取組を進めます。
- (2) 三重県自然環境保全地域の指定
すぐれた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定を進めます。
- (3) 三重県自然環境保全地域の管理
自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切保全管理を行います。
- (4) 県民との自然環境情報の共有化の促進
県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報を、ホームページ「三重の環境」内に開設した「みえの自然楽校」に掲載し、県民との情報の共有を進めます。
- (5) 開発行為の届出
三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれた開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾等）について、知事への届出を義務付けています。届出に当たっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

1-2 里地里山の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定や認証を行うとともに、これら活動に必要な知識・技術についての講習会を開催するなど、自発的な自然環境保全活動が促進されるよう支援します。

1-3 水辺環境の保全

- (1) 多自然型川づくりと親水空間の整備
潤いとふれあいのある水辺空間の形成
 - ・緑地や公園運動場等の整備を併せて行い、効果的な施設整備を図ります。
 - ・ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。
 - ・周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。
- (2) 河川・溪流・湖沼の保全・再生
平成16（2004）年度に引き続き、自然環境に配慮した川づくりを促進します。（平成17（2005）年度 二級河川員弁川 他18河川）
- (3) 砂防事業における自然環境保全への配慮
 - ア 多自然型川づくり
自然環境に配慮した川づくりを促進します。（一級河川宮川水系島路川）
 - イ 溪流環境整備計画
事業計画においては、当計画に沿った詳細計画を行い、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

2 生物の多様性の確保

2-1 貴重・希少な野生動植物の保護

- (1) 三重県版レッドデータブックの作成
平成15（2003）年度に設置した「三重県生物多様性調査検討委員会」での、県内の野生動植物種の分布・生息生育状況の調査及び検討を踏まえ、掲載予定種リストを取りまとめたところであり、平成17（2005）年度末の発刊に向けた作業を進めます。

三重県版レッドデータブック・2005 掲載予定種数

分類群	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足
動物	3	140	76	62
昆虫類	13	155	83	158
植物	42	517	103	73
菌類		35	6	27
合計	58	847	268	320

●人と自然が共にある環境の保全

(2) 県指定希少野生動植物種の指定・保護

自然環境保全条例に基づき、県指定希少野生動植物種の指定を進めるとともに、その種の状況に応じ、関係機関や地域住民等と連携した保護対策を進めます。

三重県指定希少野生動植物種(平成16年5月11日指定告示)

分類	種名(和名)
ほ乳類	ツキノワグマ
鳥類	カンムリウミスズメ、カラスバト、ウチャマセンニュウ
魚類	カワバタモロコ、ウシモツゴ
昆虫	カワラハンミョウ
甲殻類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝類	カナマルマイマイ
植物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、ジュロウカンアオイ、マメナシ、ハマナツメ、ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ

(3) 天然記念物の指定・保護

ア 天然記念物のパトロール

天然記念物の現状を把握するためパトロールを実施します。

イ 特別天然記念物カモシカ通常調査の実施

鈴鹿山地及び紀伊山地カモシカ保護地域付近において、通常調査を実施します。これは、概ね5年に一度実施する特別調査を補完するモニタリング調査(毎年実施)です。

ウ 天然記念物食害対策

カモシカ保護と食害対策のため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置します。

エ 天然記念物ネコギギの保護増殖

絶滅のおそれがある員弁川水系のネコギギの保護増殖を行うとともに、同水系においてネコギギの生息状況や生息環境の調査を行います。

2-2 地域の生態系の保全

(1) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、自然環境保全条例に基づく生息地等の保全のための希少野生動植物監視地区の指定の検討を進めます。

(2) 鳥獣保護事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、第9次鳥獣保護計画(平成14~18年度)に基づき、鳥獣保護区、指定猟法禁止区域(鉛製散弾の使用禁止)等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護員を配置し、鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います。

平成17年度鳥獣保護区等の指定計画(平成17年3月31日現在)

区分	鳥獣保護区	特別保護区	休猟区	銃猟禁止区域	指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止)
カ所数	5	—	6	1	1
面積(ha)	681	—	4,502	36	14,141
その他	期間更新、 区域拡大 を含む				

(3) 動物の保護管理

ヒグマやニホンザル等の飼養施設や動物取扱業の飼養施設の監視・指導を行うとともに、動物愛護の絵・ポスターの募集や犬のしつけ方教室等を開催します。

(4) 移入種対策の推進

自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るための普及啓発などを進めるとともに、地域の住民団体等が行う普及啓発を目的とした移入種の抑制活動を支援します。

移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
タイワンザル (ほ乳類)	遺伝的な攪乱、農林水産業等への影響
ヌートリア (ほ乳類)	土壌環境等の攪乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ (爬虫類)	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等 (魚類)	在来種の捕食、農林水産業等への影響
セイタカアワダチソウ (植物)	在来種との競合・駆逐、土壌環境等の攪乱
ホテイアオイ (植物)	在来種との競合・駆逐

3 自然とのふれあいの確保

3-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増大させるため、自然公園利用施設や自然遊歩道等の整備を進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

自然公園事業

国立・国定公園名	箇所名	種別	事業内容
伊勢志摩 国立公園	答志島 縦走線歩道	県単	歩道

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における開発等の各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。

(3) 三重県民の森及び三重県上野森林公園の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、運営スタッフ「モリメイト」を募集し、森林公園事業の運営への提案、参画による利用者参画型の運営を促進します。

また、自然とのふれあい、親しめる機会を提供する自然観察会等の「自然体験型」行事を開催します。

3-2 森林・水辺等の保全・活用

(1) 森林とのふれあいの促進

国土保全等の森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡やおもむきのある景色を構成している森林などを保健・風致保安林として指定していますが、そのほか、水源かん養等特に重要な役割を果たしている森林を保安林として指定し適切な管理を進めます。

(2) 都市と農山漁村の交流の推進

ア グリーン・ツーリズムの促進

グリーン・ツーリズムについて、県内の交流施設PRパンフレットの配布を行います。

また、市町村が行っている都市との交流を促進するための活動や、交流関連施設整備への支援を行います。

イ 市民農園の促進

市民農園での活動を通じてさらに農山村と都市住民との交流を進めるため、平成17(2005)年度も市民農園の整備を図るとともに、市民農園の適正かつ円滑な運営が図られるよう関係機関の指導を行います。

① 市民農園の推進

市民農園整備促進法及び特定農地貸付法に基づく市民農園の適正かつ円滑な整備を促進します。

② 市民農園による交流の促進

消費者の高度かつ多様な需要に対応するため農村資源を活用しながら市民農園を整備し、都市住民と農山村の交流を図ります。

ウ 漁村と都市の交流の推進

大紀町錦地区の錦漁港、熊野市新鹿地区の新鹿漁港では海岸環境の整備を実施します。

(3) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフなどの整備を進めるとともに、砂浜の侵食を防止するための検討を行います。

(4) 里地里山の身近な自然、地域産業や生活文化を活用した取組

国立公園等エコツーリズム推進モデル地区の指定を受け、紀南地域において、自然・歴史・文化などの地域資源を活かした事業展開を進めます。

事業実施期間：平成16～18年度

事業内容：理念の策定、人材育成、推進体制の構築、エコツアーの実施、シンポジウムの開催など

4 森林・農地・沿岸海域の環境の保全

4-1 森林環境の保全

(1) 森林計画の策定

北伊勢森林計画について、地域森林計画樹立のための諸資料の作成及び修正を行うとともに、南伊勢、尾鷲熊野、伊賀の各地域森林計画の変更と合わせて、伐採届出箇所の実行調査等を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な実行確保を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林施業計画の策定について支援をします。

(2) F S C森林認証の推進

環境に配慮した持続可能な森林経営への国際的取り組みを認証するF S C森林認証のP Rを進めます。

(3) 環境公益性を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

水源かん養や山地災害防止など森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹や広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う森林環境創造事業を軸とした環境林整備を進めます。

(4) 二酸化炭素の吸収・固定を高める森林吸収源対策の推進

地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収・固定量の増加と水源かん養などの森林の持つ公益的機能の高度発揮を目的として、地域と行政とが一体となった環境林の公的管理など森林吸収源対策を進めます。

(5) 「森林環境教育のための条件整備の推進」

三重県型ゾーニングにより環境林として区分された森林での活動を対象に、環境林の理解を深め、森林・林業に携わる人材育成のため、環境教育や森林レクリエーション、健康づくり等の活動を支援します。

また、子どもたちを次代の森林や環境を支える人材として育成するために、学校林を活用した交流活動や森林体験学習等に必要の学校林の環境整

備を図ります。

(6) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業、林道事業を生産林において積極的に実施することにより、木材生産を基礎とした力強い森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公共的機能を増進します。

(7) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能を持つ森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により森林の適正な管理を行います。

(8) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を、一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(9) 林業担い手の育成等

「財団法人三重県農林水産支援センター」において、I J Uターン等林業への新規就業就職への受入体制の整備を進めます。

また、認定林業事業者等の林業就業者の技術向上研修等を実施します。

(10) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことが森林の保全につながることから、消費者が安心して利用することができる品質の県産材を「三重の木」として認証するとともに、「三重の木」を使った住宅建設を支援するなど県産材の利用推進を図ります。

4-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者の参入促進、経営体の育成等を支援する「財団法人三重県農林水産支援センター」において、就業希望の段階から、経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、農地の効率的適用を図るため、担い手への農地集積を促進します。

(2) 中山間地域における農地の適正管理

中山間直接支払や集落ぐるみの農地保全活動を実施するとともに、遊休農地解消事業による耕作放棄地の解消に努めます。

4-3 沿岸海域環境の保全

(1) 漁場保全対策の推進

平成16（2004）年度に引き続き、水質調査、藻場調査、底質・ベントス調査を実施し、漁場環境の変動の把握に努めます。

(2) 養殖漁場の適正使用

魚類養殖場を持続的に利用するために湾の特性を把握し、内湾度指数の検証や底質の硫化物量の把握調査を実施します。

(3) 山・川・海の絆再生による「みえのうみ」魅力創出事業

平成16（2004）年度に引き続き、地域住民と協働しながら環境創造に向けた取組を行います。また、環境学習のサポートやリーダー養成、共有する情報の充実を図ります。

(4) 水産資源の生息環境の保全・創造

ア 漁場環境保全創造事業

平成16（2004）年度に引き続き、英虞湾において、浚渫事業を実施し、また、伊勢湾の底質改善を図るため、耕耘や堆積物の除去を行います。

イ 沿岸漁場の整備（底質改良材散布）

英虞湾・五ヶ所湾等において実施される底質改良材散布に対して助成します。

ウ 漁民の森づくり活動の推進

漁場環境を改善するため、漁業者が宮川村で行う植樹・保育活動を支援します。

(5) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るため、藻場・干潟を造成します。

(6) 海浜の維持・保全と再生

海岸の水際線の保全・再生

平成16（2004）年度に引き続き、海岸の水際線の保全・再生を図ります。

(7) 海岸・港湾における親水空間の整備

ア 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備と併せて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した親水性護岸、人工海浜、遊歩道等を整備します。

海岸名等	事業内容
五ヶ所港海岸（南勢町）	養浜
宇治山田港海岸（二見町）	護岸
阿津里浜海岸（志摩市）	養浜、緩傾斜護岸
道瀬海岸（紀伊長島町）	養浜
安乗海岸（志摩市）	養浜、人工リフ
御浜海岸（御浜町）	人工リフ
島勝地区（海山町）	付帯施設
黒浜地区（紀伊長島町）	潜堤工
錦（大紀町）	遊歩道等
三木浦（尾鷲市）	付帯施設等
新鹿（熊野市）	護岸等
答志（鳥羽市）	付帯施設等

イ 港湾緑地の整備

鳥羽港において整備を継続します。

事業名	港湾名	事業内容
国補港湾環境整備事業	鳥羽港（鳥羽市）	緑地
県単港湾緑地一体整備促進事業	鳥羽港（鳥羽市）	緑地